

神戸市民生委員・児童委員タブレット端末貸与規程

令和6年11月25日 決定

令和7年9月19日 改正

(目的)

第1条 この規程は、民生委員・児童委員等に対するタブレット端末の貸与について必要な事項を定める。

(対象者)

第2条 貸与の対象となる者は、次の各号いずれかに該当する者とする。

- (1) 民生委員法・児童福祉法に基づいて厚生労働大臣から委嘱された神戸市の民生委員・児童委員
- (2) 社会福祉法人 神戸市社会福祉協議会において、民生委員・児童委員の連絡調整及び支援を担当する職員

(貸与品)

第3条 民生委員・児童委員等に貸与するタブレット端末（以下「タブレット端末」という。）には、端末を使用するため必要な付属品を含む。

(貸付料)

第4条 タブレット端末の貸付料は、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（昭和39年3月23日、条例第79号）第7条の規定により、免除する。

(同意書の提出)

第5条 タブレット端末の貸与を受けようとする者は、福祉局くらし支援課（以下「福祉局」という。）又は各区役所保健福祉課（以下「区」という。）に対し「タブレット端末の使用に係る同意書」を提出しなければならない。

(貸与期間)

第6条 タブレット端末の貸与期間は、貸与の対象となる者が第2条の要件に該当している間とする。

(タブレット端末の管理)

第7条 福祉局は貸与の状況を明らかにするために台帳を備え付けるものとする。

2 福祉局及び区は、常に最新の台帳を共有するものとする。

3 区は、貸与の状況に変更が生じたときは、都度、福祉局へ報告しなければならない。

(タブレット端末の取扱い)

第8条 被貸与者は、タブレット端末について、善良な管理者の注意をもって管理しな

なければならない。

2 被貸与者は、福祉局又は区から、タブレット端末の管理運営にあたり必要な指示があった場合はその指示に従わなければならない。

3 被貸与者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) タブレット端末を第三者に使用させ、又は転貸すること。
- (2) タブレット端末を売却、廃棄又は故意に破損すること。
- (3) タブレット端末を民生委員法・児童福祉法に基づく活動以外に使用すること。
- (4) タブレット端末を利用し、被貸与者以外の者に対して危害を加えること。
- (5) その他タブレット端末の貸与の目的に反する行為を行うこと。

4 被貸与者は、福祉局又は区がタブレット端末の利用履歴（インターネットの利用履歴を含む。）を確認することに同意しなければならない。

（情報セキュリティ対応）

第9条 被貸与者は、タブレット端末で扱う情報に応じて、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) タブレット端末から離れる場合は、画面をロックすること。
- (2) 個人情報を表示する場合は、公共の場を避けるなど、他人から画面が見えないようにすること。
- (3) 個人情報が漏えいした場合、もしくは、漏えいした可能性がある場合には、速やかに福祉局又は区へ報告すること。また、福祉局又は区の指示に従い、状況の把握、原因の究明に協力すること。

2 被貸与者は、タブレット端末のパスワードを設定しなければならない。

3 被貸与者は、自己の管理するパスワードに関し、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) パスワードは8文字以上とし、英字（大文字・小文字区別有）、数字、記号を組み合わせたものにする。また、文字列は想像しにくいものとする。
- (2) 他で使用しているパスワードを用いないこと。
- (3) パスワードは他者に知られないように管理すること。
- (4) パスワードの照会等には一切応じないこと。
- (5) パスワードを記載したメモを作成する場合は、特定の場所に施錠して保存する等により、他人が容易に見ることができない措置をとること。
- (6) 初期パスワードは、最初のログイン時点で変更すること。
- (7) パスワードが漏えいしたおそれがある場合には、速やかに福祉局又は区へ報告すること。また、速やかにパスワードを変更すること。

4 被貸与者は、タブレット端末で個人情報を扱う場合、情報セキュリティ対策を含む研修を受けなければならない。

（充電に係る経費）

第 10 条 タブレット端末の充電に係る経費は、民生委員・児童委員活動費支給要綱に定める活動費に含むものとする。

(亡失又は損傷の報告)

第 11 条 被貸与者は、タブレット端末を亡失したとき又はタブレット端末が損傷したときは、福祉局又は区に対し、直ちに報告しなければならない。

2 前項の場合において、亡失又は損傷の事由が被貸与者の故意又は重大な過失によるものと認められるときは、タブレット端末の原状復旧に要する費用は、被貸与者の負担とする。

(損害賠償)

第 12 条 被貸与者は、タブレット端末の使用にあたり、被貸与者の責に帰すべき理由により第三者に損害が生じた場合（個人情報の漏えいを含む。）は、その損害を賠償する責任を負う。

(タブレット端末の返却)

第 13 条 被貸与者は、第 6 条に定める貸与期間の終了日までに、福祉局又は区に対し、タブレット端末を返却しなければならない。

2 被貸与者が、第 6 条に定める貸与期間の終了日までに返却せず、福祉局又は区からの督促にも応じない場合は、被貸与者はタブレット端末の価額を弁償する責任を負う。

(施行細目)

第 14 条 この規程に定めるもののほか、タブレット端末の貸与に関して必要な事項は、福祉局長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和 6 年 12 月 1 日より施行する。

附 則

この規程は、令和 7 年 10 月 1 日より施行する。